

# 尖閣列島の領土編入経緯



故 奥原 敏雄  
(国土館大学名誉教授)

## 目次

- 一 はしがき
- 二 領有意思 (明治十二年一)
- 三 出雲丸による実地調査 (明治十八年)
- 四 国標建設の上申 (明治十八年)
- 五 漁業の取締りを理由とする所轄決定の上申 (明治二十三及び二十六年)
- 六 領土編入措置の完了 (明治二十八年)
- 七 あとがき

## 一 はしがき

尖閣列島の領土編入に関する第一次資料としては、外務省の『帝國版圖關係雜件<sup>①</sup>』(外交史料館所蔵)があり、このなかに明治十八年から明治二十八年までの尖閣列島編入に関する公文書類がファイルになって綴られている。

本稿は、主としてこの資料をもとに、尖閣列島の領土編入経緯をまとめたものである。

## 二 領有意思 (明治十二年一)

尖閣列島に対してわが国が領有意思をあきらかにし始めるのは、明治十二年(一八七九)頃からであったといえよう。すなわち、この年三月、松井忠兵衛の編になる『大日本全圖<sup>②</sup>』が内務省の検閲を得て出版されたが、その「琉球諸島」の部において、尖閣列島をほぼ正確な位置にするすとともに、魚釣島に「和平山」(Wahesan)、その付近島嶼に「凸島」(Nakadakaan)、久場島に「黄尾嶼」(ローマ字なし)、久米赤島に「嵩尾嶼」(ローマ字なし)の名を与えている。

『大日本全圖』は沖縄に県制が施行される以前のものという点で重要であるが、県制施行後のもの<sup>③</sup>としては、同じく明治十二年十二月に出版された『大日本府縣管轄圖』がある。この地図は内務省地理局によって編纂されたものであるから、公式のものである。そうしてこの『大日本府縣管轄圖』でも、尖閣列島は琉球諸島を構成するものとして明示され、若干の島嶼には島名も付されている(ただし赤尾嶼は描かれていない)。

さらに明治十四年(同十六年改訂)の内務省地理局『大日本府縣分轄圖』「沖縄縣圖」でも、尖閣列島の存在が示されている(島嶼名は付されていない。また赤尾嶼は描かれていない)。

この点は民間の地図についても同様であって、明治十八年十月賀田貞一編『日本沖縄宮古八重山諸島見取圖』、明治十九年三月下村孝光編『大日本測量全圖』、同年五月吉川秀吉編『洋語挿入・大日本輿地圖』「琉球宮古諸島之圖」明治二十三年五月嵯峨野彦太郎編『大日本全圖』など<sup>④</sup>が、尖閣列島の島々を琉球諸島の一部として扱っている。

明治十九年以後になると、たんに地図だけでなく、わが国の水路誌においても、尖閣列島がわが国の領土に含めて記述されるようになる。

すなわち、明治十九年三月出版の海軍水路局『寰瀛水路誌』第一巻(下)は、尖閣列島をその第十編『洲南諸島』のなかで扱っている。なおこの水路誌は、魚釣島と付近島嶼を含む総称として「尖閣列島」の名前を与えているが、おそらく、これが、諸島名として「尖閣<sup>⑤</sup>」の名前を用いた最初のものと思われる。

同様に、明治二十七年七月海軍水路部『日本水路誌』第二巻でも、その第三編「南西諸島」において、その一部として、尖閣列島の島々に言及している。南西諸島という文言を用いて、尖閣列島をこれに含めたものとしては、右の文献がはじめてといえよう。

## 三 出雲丸による実地調査 (明治十八年)

明治十二年以来の地図、公文書などによる領有意思の表明に加えて、明治十八年に入ると、政府及び沖縄県による尖閣列島に対する実地調査と国標の建設方が論議されるようになる。

すなわち、明治十八年九月上旬頃と思われるが、内務卿（山縣有朋）は「沖縄縣ト清國福州トノ間ニ散在セル無人島久米赤島外二島取調ノ儀」に付き、在京の森長義・沖縄県大書記官へ内命を下した。そこで当時の沖縄県令西村捨三は、まず石澤兵吾（沖縄県五等属）を通じて、大城永保（美里間切詰山方筆者）なる者から「廢藩前公私ノ用ヲ帶テ屢清國へ渡航セシ節親シク目撃セシ趣」を聴取させている。

『久米赤島久場島魚釣島之三島取調書』と題する右の聴取書は、明治十八年九月二十二日付沖縄県令上申書『久米赤島外二島取調ノ儀ニ付上申』（官房甲第三十八号別紙甲号第三百十五号）に添付され、内務卿へ提出されている。

#### 久米赤島久場島魚釣島之三島取調書

右三島ノ景況取調ヘキノ命ニ依リ概略左ニ開陳ス

右三島ハ沖縄ト清國福州トノ間ニ散在セル無人島ナル由ハ一般言フ所ニシテ本縣人モ往々之ニ渡リタル事アリト言フハ古来流布ノ説ナレトモ書ニ就キテ詳悉シ得ルモノナシ然ルニ目下美里間切詰山方筆者ヲ奉職セル大城永保ナル者ハ廢藩前公私ノ用ヲ帶テ屢清國へ渡航セシ節親シク目撃セシ趣會テ小官ニ語レリ因テ猶親シク本人ニ就キ取調フルニ概ネ左ノ如シ

#### 一久米赤島

此島ハ久米島ヨリ未申ノ方大凡七十里ヲ距テアリ清國福州ヲ去ル或ハ二百里ニ近カラン歟 （長吾按スルニ里程ハ古來唱フル所ト現今言フ所大ニ差アリ假令ハ那覇ノ如キ薩摩ヲ去ル三百里ト云ヘシモ今ハ百八十六里余トス故ニ本文ノ里程ハ此稱合ヲ以テ見ルヲ大過ナシトセン歟）  
山嶽屹立シテ平坦ノ地ナリ頂上ハ高クシテ久米島ニ讓ラサルヘク島ノ長サハ大凡貳十七八町幅十七八町モアラン土質ハ赤土ナルヘク「コバ」樹ノ繁茂ヲ見レトモ他ニ良材ト流水ノアルヲ見ス此島ニ近ヨリシハ南方凡壹里半ト覺ヘシモ沿岸碇泊ノ便ナキカ如シ唯海禽ノ糞積テ堆キヲ認メシノミ

#### 一久場島

此島ハ久米島ヨリ午未ノ方大凡百里ヲ距テ八重山島ノ内石垣島ニ近接セル大凡六十里余ニ位スル島ニシテ長サ三十壹貳町幅十七八町アルヘク山嶽植物地形沿岸共ニ久米赤島ニ彷彿タリト見認タルヲ以テ

別ニ記スル事ナシ鳥糞ナシト見タルノ異ナルノミ而シテ之ニ接近セシハ其南方凡二里トス

#### 一魚釣島

此島ノ方位モ久場島ト同一ニシテ只十里程遠シ延長ハ凡二里ノ一里位トス一回ハ此島ノ北方ニ於テ大凡貳十五六町ヲ隔テ見一回ハ其南方航海ノ節帆船ノ順風ヲ失シタルヲ以テ六時間程寄港シタレハ本船ノ傳馬ニ乗シ極テ岸ニ接近シタレトモ無人島ナレハ内部何等ノ動物棲息スルヤモ難計ニ付敢テ上陸ハ為サ、リシナリ先ツ此島ノ嶽山高キ所ハ久米島ニ劣ラザルヘシト雖トモ西南二方ノ海岸ハ稍ヤ陰峭ナリ東北ノ二方ハ白濱アリ延テ平坦ナル曠野アルノミナラス沖縄本島ノ如ク松植及其他ノ雜木頗ル繁茂シ且ツ山中瀑布ノ落ルヲ見タリ又陸ハ野禽ニ富ミ岸ハ海禽ニ富ム沿岸ハ鮫鱸其他ノ鱗族モ最モ多シ是レ洵ニ農漁業共ニ営ムニ充分適當ノ島ナルヘシ

以上大城永保カ目撃セシ儘ヲ聞書セシモノナリ同人カ右三島ヲ見タルハ安政六未年ヲ以テ始トシ尔后三四年ノ間年々渡清ノ帰路二三度見タリト云フ

右三島ノ名称ハ從來沖縄諸島咸唱フル所トス今之ヲ英國出版ノ本邦ト臺灣間ノ海圖ニ照ラスニ久米赤島ハ彼 Sia u see 久場島ハ彼 Pinnacle 魚釣島ハ彼 Hoa-pin-see ニ相当リ中山傳信録ノ赤尾嶼ハ久米赤島黄尾嶼ハ久場島魚釣島ハ魚釣島ニ相当スヘキ歟大城永保カ説ニ據リ今仮ニ硫球新誌ノ圖中ニ入レ以テ其位置ノ概畧ヲ記ス固ヨリ配置大小共ニ其當ヲ得サルモノトス閣下ノ洞察ヲ煩ハスヲ得ハ幸甚シ乃チ謹テ高覽ニ供ス頓首再拜

明治十八年九月廿一日

五等属 石澤兵吾

沖縄縣令西村捨三殿閣下

さらに沖縄県令は、先の石澤兵吾に加えて、久留声八（県十等属）、神尾直敏（警部補）、藤田千次（御用掛）、伊東祐一（巡查）、柳田弥一郎（同上）を、日本郵船の出雲丸（沖縄県のチャーター船）で、尖閣列島へ派遣、島内港湾の形状、土地物産の開拓見込みなどの有無を調査さ

せ、その結果を報告させている。

この報告書には二つあり、一つは石澤兵吾の『魚釣島外二嶋巡視取調概略』で、いま一つは、出雲丸船長林鶴松の『魚釣、久場、久米赤嶋回航報告書』である。

### 魚釣島外二嶋巡視取調概略

魚釣島久場島及久米赤島実地視察ノ御内命ヲ奉シ去十月廿二日本縣雇汽船出雲丸ニ乗組宮古石垣入表諸嶋ヲ経テ本月一日恙無着同行ノ十等属久留声八警部補神尾直敏御用掛藤田千次巡查伊東祐一同柳田弥一郎ト共ニ帰港セリ依テ該視察ニ係ル取調概略左ニ開陳ス

#### 魚釣嶋

十月廿九日午後第四時入表島船浮港拔錨針ヲ西北ニ取り近航シ翌三十日午前四時過東雲棚引テ旭未夕出テズ船室ハ尚黑白ヲ辨セサレトモ濤波ハ残月ノ為メニ明光ヲ放ツノ際本船ノ前面数海里ノ場ニ於テ屹焉トシテ聳タルモノアリ是則チ魚釣島ナリ同八時端艇ニ乗シ其西岸ニ上陸シテ周囲及内部ヲ踏査セント欲スレトモ頗ル峻険ナルヲ以テ容易ニ登ル事能ハス沿岸ハ又巨巖大石縦横ニアリ且ツ岫々湖水ノ崖崖ニ注キ入ルアリテ歩行自由ナラス故ニ漸ク其南西ノ海濱ヲ跋涉シテ全嶋ヲ相スルニ此嶋嶼ノ周囲ハ恐ク三里ヲ超ヘサルヘシ而シテ内部ハ巨大岩石ヨリ成立渦面「コバ」樹、阿旦、榕、籐等大東島ノ如ク沖縄本嶋ト同種ノ雑草木ヲ以テ蔽シ間々溪間ヨリ清水流ルレトモ其量多カラス平原ナキヲ以テ耕地ニ乏シ濱海水族ニ富ムヲ認ムレトモ前頭ノ地勢ナルカ故ニ目下農漁ノ事業ヲ営ムニ便ナラス然レトモ其土石ヲ察スルニ稍ヤ入表詳島中内離島ノ組織ニ類シテ只石層ノ大ナルヲ覺フルノミ依是考之ハ或ハ煤炭又鉄鑛ヲ包含セシモノニアラザル乎若シ果シテ之アルニ於テハ誠ニ貴重ノ島嶼ト言ハサルヘカラス御参考トシテ携帯セシ二三ノ石類ニ説明ヲ附シ左ニ列記ス

#### 第一

是ハ赤砂状ノ土中ニ著シキ層ヲ成シタルモノ也

#### 第二

是ハ渣滓状ノ石層中所々ニ粘着セルモノナリ

#### 第三

是ハ沙ヨリ変性セシ巨大ノ石層中ニ粘着セルモノナリ

#### 第四

是ハ石花石ナリ此類最モ海濱ニ多シ各種アリ就中色鮮明ナルヲ撰ビシナリ

#### 第五

是ハ軽石ナレハ無論火山性ノモノトス然レトモ此ハ他ヨリ漂着セシモノト察セラル数甚タ僅々ナレハナリ

#### 第六

是ハ船釘ナリ何時カ船舶ノ漂着シテ木材ハ既ニ朽ナ釘ノミ残リタルモノト見ヘ今ハ酸化シテ海濱ノ岩石ニ凝結ス其数其タ多シ亦怪ムヘシ

該嶋ハ本邦ト清國トノ間ニ散在セルヲ以テ所謂日本支那海ノ航路ナリ故ニ今モ各種ノ漂流物アリ則チ小官等ノ目撃セシ物ハ或ハ琉球船ト覺シキ船板帆檣或ハ竹木或ハ海綿漁具此ノ字ハ本邦ト同等是ナリ就中最モ目新シク感シタルハ長貳間半許巾四尺許ノ傳馬船ノ漂着セシモノナリ形甚タ奇ニシテ曾テ、是聞セサルモノナレハ之ヲ出雲丸乗組人ニ問フニ曰ク支那ノ通船ナリト答ヘリ

島地素ヨリ人蹟無シ樹木ハ前陳ノ如ク繁茂ナレトモ大木ハ更ニナシ野禽ニハ鴉、鷹、鳥ノ體ナレハ本邦ト同鶯、鴨、目白、鳩等ニシテ海禽ノ最モ多キハ信天翁トス此鳥魚釣嶋ノ西南濱少ク白沙ヲ吹寄セタル溪間ニ至ルノ間地色ヲ見サル迄ニ群集ス實ニ数万ヲ以テ算スヘク而シテ皆沙或ハ草葉ヲ集メテ巢トナシ雌ハ卵ヲ抱キ雄ハ之ヲ保護シ又養フカ如此鳥和訓アホウドリ又トウクロウ又バカドリ等ノ名アリ素ヨリ無人嶋ニ棲息セルヲ以テ曾テ人ヲ恐レス小官等共ニ語テ曰ク人ヲ恐レサレハ宜ク生捕トナスヘシト各先ヲ争フテ進ミ其頸ヲ握ル太ク容易ナリ或ハ両手ニ攫ミ或ハ翅ヲ結テ足ヲ縛スルアリ或ハ右手ニ三羽左手ニ二羽ヲ攫テ以テ揚シ得色或ハ卵ヲ捨フ等各自思々ニ生捕或ハ撲殺射殺拾卵等我ヲ忘レテ為セトモ更ニ飛去スル事ナケレハ暫時数十羽数百卵ヲ得タリ則チ携帯シ以テ高覽ニ供セシモノ是ナリ此鳥海禽中最モ大ナルモノニシテ量大凡拾斤ニ内外ス嗅ダイオメデア氣アレトモ肉ハ食料ニ適スト云フ今書ニ就キ調フルニ *Diomedea* 属ニシ